

消費者庁等の地方移転に反対する会長声明

地方創生が重要政策として位置づけられ、政府は、「まち・ひと・しごと創生本部」を内閣に設置しているが、その中の「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）において、政府関係機関の地方移転の検討が行われている。

そして、現在、徳島県からの提案を受けて、消費者庁および国民生活センターの同県への移転が具体的に審議されている。併せて、国民生活センター相模原事務所及び内閣府消費者委員会（以下、「消費者委員会」という。）も移転の対象となっている（以下、消費者庁、相模原事務所を含む国民生活センター、消費者委員会を「消費者庁等」という。）。

確かに、過度な中央集権を解消し地方行政の活性化を図る観点から、各省庁の地方移転自体は、望ましいことである。しかし、消費者庁等が果たす機能からすれば、まずもってこれらの機関を地方に移転することについては、強く反対せざるを得ない。

政府関係機関移転の取組みは、「東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における『しごと』と『ひと』の好循環を促進することを目的とする」ものである。そして、有識者会議は、道府県から提出された提案のうち今後の精査を進めないものとして、官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関に係る提案、移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案を挙げている。このような提案による移転は、地方創生を促すどころか、その機関本来の機能を失わせてしまい、国全体としての大きな損失となるからである。そして、消費者庁等の地方移転は、まさにそのような今後の精査を進めるべきではない提案の典型である。

消費者庁は、2007（平成 19）年に発覚した食品偽装問題や 2008（平成 20）年 1 月に発覚した中国産冷凍餃子毒物混入事件など重大な消費者問題の発生をきっか

けに、消費者問題への対応強化の必要性が認識され、同年 6 月 27 日の閣議決定「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」を経て、2009（平成 21）年 9 月に発足した。同基本計画は、従来の消費者行政が産業振興から派生した縦割りであったことを問題視し、消費者行政を一元化する新組織の創設を掲げ、新組織が消費者・生活者が主役となる社会への転換の起点となり、消費者行政の司令塔的役割を果たすべきことを宣言した。

この基本計画を受けて発足した新組織たる消費者庁は、まさに消費者行政の一元化を遂行する任務を負うこととなった。具体的には、消費者問題は国民生活のありとあらゆる場面に存在し、各問題に関わる多数の省庁と密接な連携を図って業務を遂行することが必要である。また、消費者行政の総合調整権限として閣議決定たる消費者基本計画を実行するため、司令塔的立場から官邸、関係省庁や国会との直接協議を行い、消費者関連法の立法や改正についても各省庁との調整・協議を行うことが必要である。さらに、消費者の安全に関わる重大事故の発生という緊急時には官邸と一体となった緊急対応が課せられる。実際、冷凍食品農薬混入事件では、迅速な対応がなされた。

このように、消費者庁が果たすべき消費者行政一元化という目的からすれば、多くの省庁から離れた地方へ移転すると、消費者庁の日常業務が機能不全に陥り、日本の消費者行政が大きく後退し、国民の権利、生活の安全が脅かされることはもちろん、緊急事態においては消費者の生命身体に危険を及ぼすような事態を招きかねない。

そして、他省庁に先だって、消費者庁の移転ありきで進められている状況は、極めて問題である。消費者行政分野における、他省庁に対する司令塔的な役割を果たす消費者庁を地方に移転しようとする対応は、まさに消費者行政の軽視であると言わざるを得ず、国会としても、厳しく抗議するものである。

また、国民生活センターは、消費者基本法第 25 条に定められた消費者行政の中核的实施機関であり、消費者庁と連携して諸問題を検討して関連省庁に意見を述べ

たり，地方消費者行政を支援し，消費者・事業者・地方自治体・各省庁に情報提供を行う機関であって，同センターもまた十分な機能を果たすために各省庁に近接する位置で密接に連携しなければ立ち行かないのである。そして，同センター相模原事務所の研修施設においては，全国の消費者行政職員や消費生活相談員等に対する先進的な研修が実施されている。地域ごとの研修も実施されているが，全ての研修について地域ごとの実施ができるわけではない。国民生活センターが全国的な研修を提供し，全国の消費者行政のレベルを維持していくためには，周辺地域の人口規模や交通アクセスの良さに鑑み，首都圏に研修施設を設置することが今後も必要である。

さらに，消費者委員会は，消費者庁等からの諮問事項を審議するほか，任意のテーマを自ら調査して他省庁へ建議等を行うという監視機能を有しており，これらを適切に行使するためには，諮問された省庁等との連絡を密にして，他省庁や関連事業者等から事情聴取・協議を頻繁に行うことが不可欠である。それゆえ，他省庁等と近接する位置で連携する必要があるが，多くの省庁が首都圏に所在する現状においては，地方に移転したのではその機能を十分発揮することができなくなるものである。

以上からすれば，消費者庁等に関する移転の提案が，上記有識者会議の示す今後の精査を進めるべきではない提案に該当することは明らかであり，消費者庁等の移転が認められるということはあるとはならない。

2016（平成28）年1月26日

宮崎県弁護士会

会長 町元

